

部長		課長		課長補佐		総括		設計		検算			
設計書番号								事業名		市営漁港長寿命化事業			
余裕期間制度対象工事													
令和8年度													
設計書													
市営漁港防舷材整備工事													
設計金額 円（内消費税額 円）													
施工位置		氷見市 脇方外地内											
工期		当初着手		令和8年 月 日				変更着手					
		当初完了		令和9年3月10日				変更完了					

消費税内訳書

費 目 内 容	本 工 事 費	備 考
工 事 価 格	円	
消 費 税 額	円	
対 象 工 事 費	円	

市営漁港防舷材整備工事

氷 見 市 脇方外 地 内

工 期 令 和 8 年 月 日 ～ 令 和 9 年 3 月 10 日

《工事概要》

宇波漁港、女良漁港

防舷材取付工 15 基

埋込栓取付工 15 組

・ 施工位置図



平成一十年三月作製

市営漁港防舷材整備工事 一特記仕様書一

この特記仕様書は、氷見市公共工事特記仕様書（共通編）に定めのない個別事項について定めるものとする。

第1条 工事の内容

1 目的

この工事は、市営漁港長寿命化事業として、宇波漁港及び女良漁港の施設整備工事を行うものである。

2 工事施工場所

氷見市 脇方外 地内

3 工事概要

設計図書のとおり。

第2条 週休2日工事（発注者指定型（現場閉所））

1 本工事は、週休2日に取り組む工事とする。

2 工事の実施にあたっては、「週休2日工事」試行要領（令和8年6月富山県土木部）に基づくものとする。

第3条 余裕期間制度（フレックス方式）対象工事

1 本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる工事であり、氷見市建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領に基づき実施するものとする。

2 工事の始期の期限は契約日の翌日から90日以内、工事の終期の期限は令和9年3月10日とする。

3 受注者は工事の始期後14日以内に施工計画書を受注者に提出するものとする。

4 受注者は工事の始期後速やかに退職金制度届出書を発注者に提出するものとする。

5 余裕期間内に行う資機材の準備及び技能労働者の手配などの準備に必要な現地の立ち入り（工事着手以外の行為）については、発注者に了解を得るとともに関係法令等に基づく必要な手続きを行うものとする。

6 受注者が工事の始期及び終期を設定する場合、契約締結前に工事の始終期通知書により工事の始期及び終期を担当部署に通知するものとする。

7 その他この特記仕様書に記載のないことについては、氷見市建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領によるものとする。

第4条 工事書類の簡素化の試行について

1 本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。

2 試行は、工事書類の簡素化試行要領（令和8年4月富山県土木部）に基づき実施するものとする。

3 これらに定められていない場合は監督員と協議するものとする。

第5条 現場条件

- 1 丁張りの確認等必要に応じて、地元関係者の立会いを求めるものとする。その際の協議内容を記録として提出するものとする。
- 2 公道からの出入り等工事期間中の交通対策等については、工事の着手に先立ち道路管理者及び警察署に届出を行い、必要に応じ交通整理員を配置しなければならない。また、生活道路、作業道路の確保、安全対策について関係者と十分協議しなければならない。その際の協議内容を記録として施工計画書に添付するものとする
- 3 工事箇所が存在する地下埋設物については、工事の着手に先立ち地下埋設物管理者と綿密な連絡をとり十分協調を保つとともに、工事の施工方法、埋設物の防護方法等について協議して施工しなければならない。この協議の記録を、書面をもって監督員に報告しなければならない。また、設計書に明示されていない埋設構造物が判明および発見されたときは、各管理者および監督員に報告し協議しなければならない。
- 4 湧水及び用排水については、利用状況を把握し、現況機能の確保及び処理方針を検討し、書面をもって監督員に報告しなければならない。この、検討結果により必要に応じて排水ポンプを設置するものとする。
- 5 苦情・要望等があった場合、書面をもって監督員に報告しなければならない。ただし緊急を要する場合は、書面に先立って口頭での報告を優先するものとする。
- 6 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。
ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。
なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員から請求があった場合は、提示しなければならない。

第6条 建設リサイクル法の対象建設工事（建設リサイクル法対象工事の場合）

- 1 本工事は、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の対象建設工事であり、特定建設資材について分別解体等及び再資源化等を実施するものとする。
- 2 受注者は、建設リサイクル法12条に基づき、施工計画書に以下の内容を明記し、監督員へ説明するものとする。
 - ・解体工事である場合は、解体する建築物等の構造
 - ・新築工事等である場合は、使用する特定建設資材の種類
 - ・工事着手の時期及び工程の概要
 - ・分別解体等の計画
 - ・解体工事である場合は、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 3 本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。
ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体工法	工程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	① 仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 ()	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする特定建設資材廃棄物の種類及び再資源化施設の場所

特定建設資材廃棄物の種類	再資源化施設の場所	運搬距離

※上記②については積算上の明示条件であり、再資源化施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、施設の受入が困難な場合等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

- 4 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告する。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（富山県土木部）（平成14年6月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化が完了した年月日
- ・再資源化をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化に要した費用

- 5 受注者は、処理の一連の流れを証するものとして完成時に以下の書類を提示するものとする。

- ① 廃材の積込写真（車番、最大積載量が確認できるもの：対象 抽出）
- ② 仮置がある場合は、仮置場への搬入状況及び処分地へ搬出する際の廃材積込写真（車番、最大積載量が確認できるもの：対象 抽出）

- ③ 処分地への搬入状況（処分地がわかるもの：抽出）
 ④ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し及び集計表（対象：全数量）

第7条 工事材料

- 1 J I S規格品については使用前に材料使用届を提出するものとし、それ以外は使用承認願いを提出し監督員の承認を得なければならない。
 2 本工事に使用する資材等は、品質が水準以上であり、かつ価格が適正である場合には県内地場産品を優先使用するものとする。
 3 資材搬入計画を施工計画書に明示するものとし、必要に応じてメーカーからの出荷予定表を添付する。
 4 資材検収については、監督員の指示したものを対象とする。
- 1) コンクリート（生コンクリートを使用する工事の場合）

1 配合

使用目的別の配合諸元は、次表のとおりとする。

番号	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	C (kg/m ³)	セメント の種類	使用目的	許容圧縮強度 (δ ca)	設計基準強度 (δ ck)
1									

2 水セメント比

コンクリートの水セメント比は、前条コンクリート配合を遵守すること。指定した呼び強度に対して、水セメント比が確保できない場合は、上位規格を用いるものとする。

2) 再生材の利用（砕石を使用する工事の場合）

次表の基礎砕石及び裏込材には再生砕石を使用するものとする。品質については、「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」に基づくものとする。

なお、再生砕石の入手が困難な場合は、監督員と協議のうえ砕石（新材）に変更できるものとする。

工 種	品 種	使用箇所	

総括情報表

頁0-0001

事務所 設計書名 変更回数	0003 水産振興課 実施設計書 当初 0		
適用単価 適用単価地区 単価適用年月日	1 実施単価 12 氷見特殊地区① 0-08.07.20(0)		
諸経費体系	1 公共		
	当 世 代	前 世 代	
前払率 諸経費工種 労務費補正 電力区分 契約保証区分 週休2日工事補正 消費税率 (%)	40 43 防舷材 電気防食 01 割増なし 02 臨時低圧電力 03 補正なし 30 (港湾)4週8休(R7～) 10		

氷 見 市

本工事費内訳表

頁0-0002

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費						X1000
護岸・岸壁・物揚場						Y1B04
付属工						Y2B0413
防舷材工						Y3B041302
防舷材						Y4B04130201
防舷材取付			式			S7743 0 A=1, B=1, C=2, D=1
埋込栓取付工	15		基			施工 第0-0001号表 S7745 0 A=1, B=1, C=2, D=1
	15		組			施工 第0-0003号表
直接工事費						
共通仮設費 (率分)						
			式			

氷 見 市

本工事費内訳表

頁0-0003

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
共通仮設費計						
純工事費						
現場管理費						
現場管理費計			式			
工事原価						
一般管理費等						
工事価格			式			
消費税等相当額						
請負対象工事費			式			

氷 見 市

本工事費内訳表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
工事価格計						
消費税等相当額計						
請負対象工事費計			式			

氷 見 市

施工内訳表

[名称] 防眩材取付 [規格1]		[規格2]		1	基	当り
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備	考
防眩材 H=250mm未満	14.00	基			TD127	
防眩材取付 250mm未満 陸上施工 クレーンなし	14.00	基			TH052	
ラフテレーンクレーン賃料		日			S5327	施工 第0-0002号表
単位合わせ		基			+00	
単位当り	1	基				
A=1 陸上クレーン C=2 5基以上 H=0 ラフテレーンクレーン賃料補正係数			B=1 H=250mm未満 D=1 ラフテレーンクレーン I=1 割引有り (ラフテレーンクレーン 油圧伸縮シブ型 16t)			

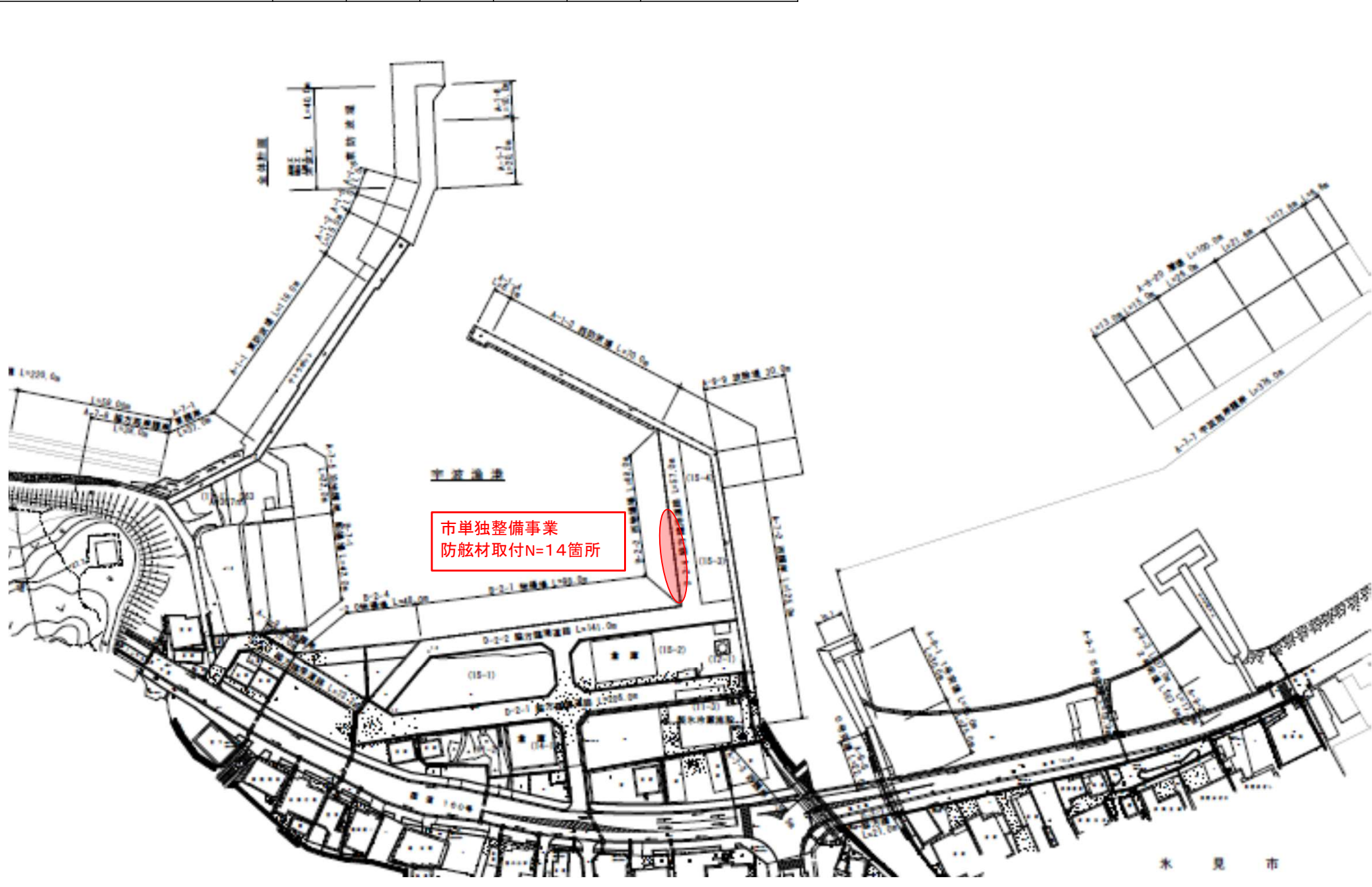
氷見市

施工内訳表

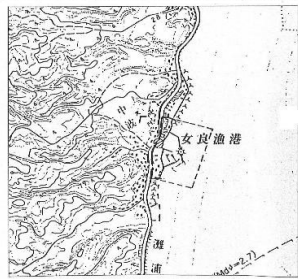
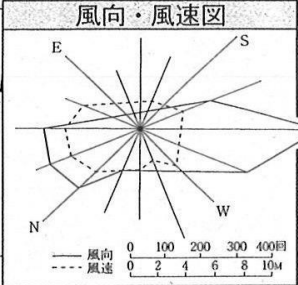
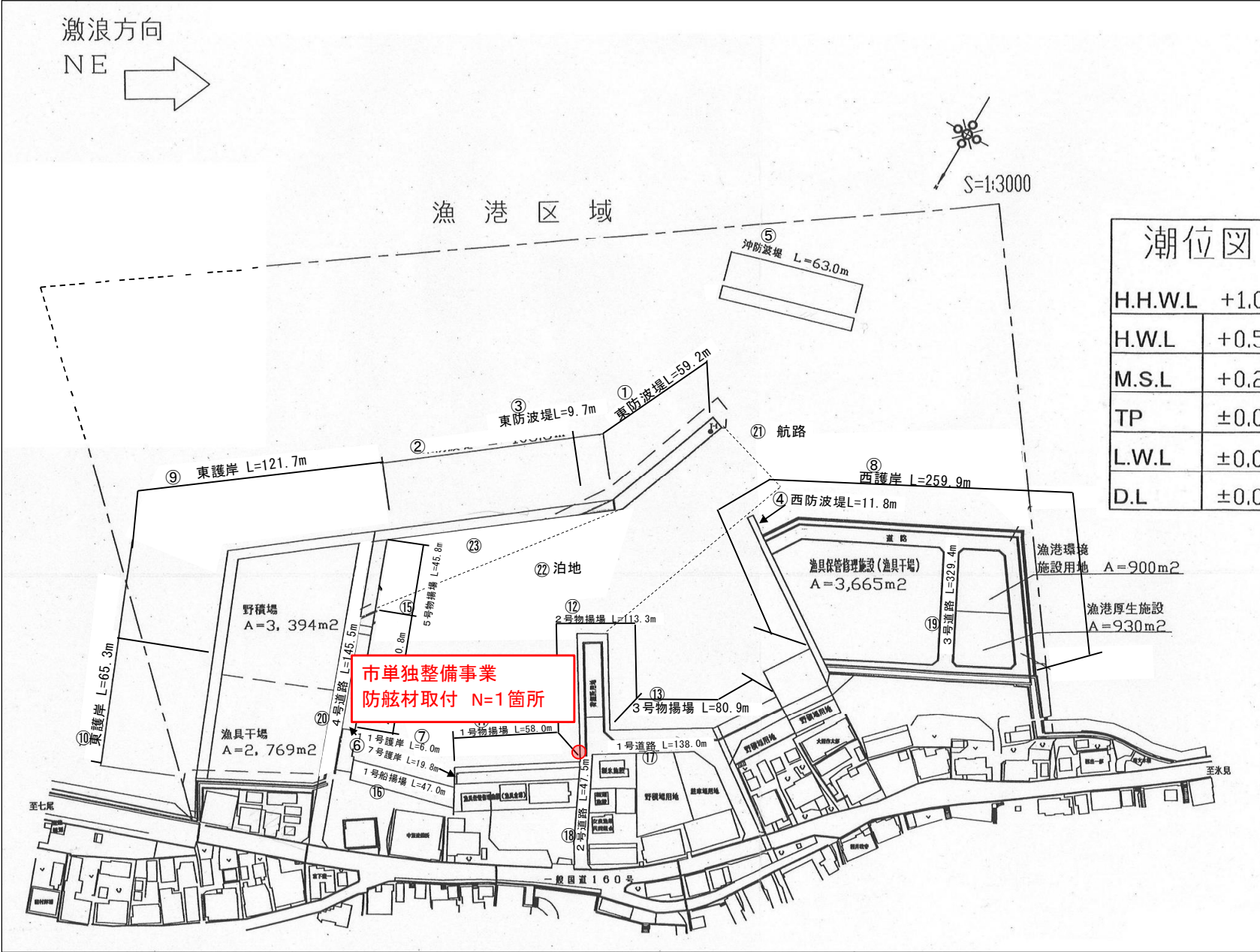
[名称] ラフテレーンクレーン賃料 [規格1]		[規格2]		1	日	当り
名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備	考
ラフテレーンクレーン賃料		供用日			T7084	
単位当り	1	日				
A=4 D=1 長期割引 有り			B=0 賃料補正係数			

氷見市

宇波漁港 事業計画平面図	漁港番号	種別	所管	事業主体	管理者	施行場所
	2310070	第1種	本土	氷見市	氷見市	氷見市脇方



女良漁港 事業計画平面図	漁港番号	種別	所管	事業主体	管理者	施行場所
	2310090	第1種	本土	氷見市	氷見市	氷見市中波



参考図

部 番	V 名 称	材 質	数 量	備 考
1	型防舷材	JM、SS400	1	150H×L (特)

①

Technical drawing of the V-shaped hull protection material, showing dimensions and cross-section.

取付数量表

漁港名	防舷材長さ(L)	数量(基)
女良	900	1
宇波	800	14

注記：取付ボルトは、使用中に弛むおそれがありますので、定期的に増し締めをするか、弛み防止の為、溶接止めするように願います。

図 面 番 号		V 型防舷材150H×L (特)			
製 造 番 号					
指 示 番 号		承 認	検 査	設 計	製 図
縮 尺					